

第6章 環境啓発等

ごみ処理の流れが理解できるように工夫した見学者のための設備や見学ルート等を設置する。

また、環境教育設備の一環として、啓発展示スペース等を設け、住民が集い学べる機能を有した環境住民活動の拠点となる施設づくりを目指す。

なお、環境啓発等の設備については、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用するための配慮を行った設備とする。

（1）啓発展示スペース

通路や空間スペースを活用し、掲示板や啓発用パネル等を設ける。また、見学者通路を広くとり、奥行きがある場合には、廊下壁面などを工夫することによって、歩きながら見ることのできる展示や魅力ある空間を作り出すようにした資料展示スペース（掲示板、展示パネル等の設置）として活用する。

また廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源の有効活用（リサイクル・リユース）に対する意識啓発ができる機能を備え、循環型社会の形成に向けた情報発信基地となるよう整備する。

（2）研修室

120名程度の収容が可能な研修室を設け、施設見学における映像等を利用した研修が可能となるようオーディオ・ビジュアル装置等を整備する。